

○厚生労働省令第101号

水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。

平成15年5月30日

厚生労働大臣 坂口 力

水質基準に関する省令

水道により供給される水は、次の表の左欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

1	一般細菌	1 mLの検水で形成される集落数が 100以下 であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.01mg/L以下 であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.0005mg/L以下 であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.01mg/L以下 であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.01mg/L以下 であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L以下 であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.05mg/L以下 であること。
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.01mg/L以下 であること。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下 であること。
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.8mg/L以下 であること。
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L以下 であること。
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下 であること。
14	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下 であること。
15	1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下 であること。
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下 であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下 であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下 であること。
19	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下 であること。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下 であること。
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下 であること。
22	クロロホルム	0.06mg/L以下 であること。
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下 であること。
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下 であること。
25	臭素酸	0.01mg/L以下 であること。
26	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1mg/L以下 であること。

27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること。
28	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。
29	プロモホルム	0.09mg/L以下であること。
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
37	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下であること。
39	蒸発残留物	500mg/L以下であること。
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
41	(4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a (2H) -オール（別名ジエオスミン）	0.00001mg/L以下であること。
42	1, 2, 7, 7-テトラメチルビスクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール（別名2-メチルイソボルネオール）	0.00001mg/L以下であること。
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	5mg/L以下であること。
46	pH値	5.8以上8.6以下であること。
47	味	異常でないこと。
48	臭気	異常でないこと。
49	色度	5度以下であること。
50	濁度	2度以下であること。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成16年4月1日から施行する。

(水質基準に関する省令の廃止)

第2条 水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）は廃止する。

(経過措置)

第3条 平成17年3月31日までの間は、表45の項中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、「5mg/L」とあるのは「10mg/L」とする。

2 この省令の施行の際現に布設されている水道により供給される水に係る表41の項及び42の項に掲げる基準については、平成19年3月31日までの間は、これらの項中「0.00001mg/L」とあるのは、「0.00002mg/L」とする。